青森県新幹線開業対策推進本部規約

（名称）

第１条　この会は、青森県新幹線開業対策推進本部（以下「本部」という。）と称する。

（目的）

第２条　本部は、平成２２年度の完成を目指して整備が進められている東北新幹線全線開業のインパクトを県下全域の産業振興や地域経済の活性化につなげていくため、新幹線効果活用プロモーション協議会がとりまとめた東北新幹線開業効果活用方策の実現を図るなど、開業に向けた全県的な取組みの推進を目的とする。

（所掌事項）

第３条　本部は、前条の目的を達成するために、次の事項に取り組む。

(1) 開業効果の獲得に向けた県民意識の醸成及び地域組織との連携推進
(2) 地域経済全般に開業効果を波及させるための取組み推進
(3) 県内外における取組事例の調査及び会員相互の情報交換
(4) その他目的を達成するために必要な事項

（会員）

第４条　本部は、第２条の目的に賛同する団体等をもって構成する。

（役員）

第５条　本部に次の役員を置く。

(1)　本部長　　１名
(2)　副本部長　　数名
(3)　理　事　　数名
(4)　監　事　　２名

２　本部長は、青森県知事をもって充てる。

３　その他の役員は、本部長が指名する。

（役員の職務）

第６条　本部長は、本部を代表し、部務を総理する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

３　理事は、部務の執行を審議する。

４　監事は、本部の会計を監査する。

（参与）
第７条　本部に参与を置くことができる。
２　参与は、総会の同意を得て本部長が委嘱する。
３　参与は、総会に出席し、意見を述べることができる。

（アドバイザー）
第８条　本部にアドバイザーを置くことができる。
２　アドバイザーは、必要に応じて本部長が委嘱する。
３　アドバイザーは、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（総会）
第９条　総会は、会員をもって構成する。
２　総会は、本部長が招集する。
３　総会は、次の事項を審議し、決定する。
(1)　規約の改廃に関する事項
(2)　事業計画及び収支予算に関する事項
(3)　事業報告及び収支決算に関する事項
(4)　その他本部長が必要と認める事項

（理事会）
第１０条　理事会は、本部長、副本部長及び理事をもって構成する。
２　理事会は、本部長が招集する。
３　理事会は、総会が議決した事項の執行について審議し、決定する。
４　理事会には、必要に応じて関係者を出席させることができる。

（専門委員会）
第１１条　開業対策に係る専門的事項を審議するため、本部に専門委員会を設置することができる。
２　専門委員会の委員は、本部長が選任する。

（事務局）
第１２条　本部の事務局は、青森県商工労働部及び青森県商工会議所連合会に置く。
２　事務局長は、青森県商工労働部長をもって充てる。

（経費）
第１３条　本部の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（会計年度）
第１４条　本部の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（その他）
第１５条　この規約に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則
１　この規約は、平成１８年１２月１５日から施行する。